

## ○多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例

(昭和 48 年 12 月 25 日条例第 24 号)

**改正** 平成 11 年 3 月 18 日条例第 4 号 平成 18 年 3 月 24 日条例第 11 号  
平成 19 年 3 月 30 日条例第 14 号 平成 19 年 9 月 25 日条例第 17 号  
平成 21 年 6 月 22 日条例第 11 号 平成 24 年 3 月 21 日条例第 7 号  
平成 24 年 9 月 24 日条例第 28 号 平成 25 年 3 月 19 日条例第 6 号  
平成 27 年 6 月 16 日条例第 17 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、重度心身障害者又はその養護者に対し、医療費の一部を助成して医療費の負担を軽減することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、重度心身障害者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に掲げる 1 級又は 2 級の障害のある者
  - (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において、千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和 62 年 1 月 6 日付け障第 329 号千葉県社会部長通知)第 2 条の規定による療育手帳の交付を受け、その障害の程度が (A)の 1、(A)の 2 ( (A) を含む。 )、A の 1 及び A の 2 と判定された者
- 2 この条例において養護者とは、重度心身障害者の配偶者、親権を行う者、後見人等であって、現に当該重度心身障害者を扶養し、かつ、生計を維持している者をいう。
- 3 この条例において医療機関等とは、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項各号に規定する病院、診療所及び薬局並びに同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者並びに厚生労働省地方厚生局長に柔道整復師の施術に係る療養費の受領の委任の取扱いについて承諾された柔道整復師をいう。
- 4 この条例において委託医療機関等とは、医療機関等で、町長が重度心身障害者医療費助成事業の実施を委託したものをいう。

### (受給資格者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている者

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設に入所している者で、その者の養護者が前号に該当する者
  - (3) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 の規定により、本町の国民健康保険の被保険者となっている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、受給資格者としな
- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく支援給付を受けている者
  - (2) 65 歳に達する日以後新たに重度心身障害者となった者  
(助成の範囲)
- 第 4 条 この条例により助成する医療費の額は、受給資格者が医療の給付を受けた場合に、次の各号に掲げる受給資格者が属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 市町村民税の所得割が非課税となる世帯 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、又は多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則(平成 19 年多古町規則第 15 号。以下「規則」という。)で定める健康保険法その他の法律に基づき受給資格者が負担すべき額(附加給付その他の給付がある場合の当該給付額並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)
  - (2) 市町村民税の所得割が課税となる世帯 前号に定める額から入院 1 日につき 200 円、通院 1 回につき 200 円の自己負担金の額を控除した額
- 2 前項各号に掲げる世帯の区分は、受給資格者及び当該受給資格者と生計を一にする者(当該受給資格者が加入している国民健康保険法に基づく被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は規則で定める健康保険法その他の法律に基づく被保険者、加入者若しくは組合員に限る。)の当該年度(医療の給付の月が 4 月から 7 月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税の所得割(当該所得割を計算する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項第 11 号の規定を適用するものとする。)の額を合算した額により判定する。
- 3 受給資格者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)その他の法律に基づき医療の給付を受けるときは、その限度において支給しないものとする。

- 4 新たに受給資格者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から行なうものとする。

(申請及び認定)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請に基づき受給資格者と認定したときは、当該申請をした者に対し重度心身障害者医療費受給資格者証(以下「資格者証」という。)及び重度心身障害者医療費助成受給券(以下「受給券」という。)を交付する。ただし、前条第2項の規定により算定した額が235,000円以上であるとき、多古町子ども医療費の助成に関する規則(平成22年規則第10号)第9条に規定する受給券の交付を受けている者又は交付が見込まれる者は、当該受給券を発行しない。

(受給券の有効期間及び更新)

第6条 受給券の有効期間は、前条第1項の規定による申請があった日の属する月の初日からその日以後最初の7月31日までとする。ただし、受給資格者の属する世帯に係る世帯区分に変更があったときは、当該届出のあった日の属する月の翌月の初日からその日以後最初の7月31日までとする。

- 2 町長は、受給券の有効期間が終了した者のうち、引き続き受給資格を有するものに対しては、当該有効期間が終了する日の翌日をもって当該受給券の更新を行うものとする。この場合において、受給資格者は、更新前の受給券を町長に返納しなければならない。

(助成の方法)

第7条 町長は、受給券の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)が委託医療機関等において受給券及び被保険者証等を提示した場合には、当該委託医療機関等の請求に基づき、第4条第1項の規定により算定した額(以下「助成額」という。)として当該受給者に支給すべき額を当該委託医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされたときは、受給者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 前各項の規定にかかわらず、町長は、受給者又はその養護者が医療機関等で当該受給者に係る医療費を支払った場合その他必要があると認める場合は、助成額の全部又は一部を受給者又はその養護者に支給することによって助成を行うことができる。
- 4 受給者又はその養護者は、前項の規定による支給を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。

(変更届)

第8条 受給者は、第5条第1項の規定による申請をした内容に変更が生じたときは、町長にその旨を届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出により受給券を変更する必要があるときは、変更後の受給券を受給者に交付するものとする。

(再交付申請)

第9条 受給者は、資格者証若しくは受給券を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、町長に資格者証又は受給券の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をする場合において、受給券を毀損し、又は汚損したことよるときは、当該受給券を添えなければならない。

3 受給者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発見した受給券を町長に返納しなければならない。

(現況届)

第10条 受給者は、毎年当該受給者が加入する保険の状況及び収入の状況を町長に届け出なければならない。

(受給資格の喪失)

第11条 受給者は、死亡又は受給資格者でなくなったときは、その事実が発生した日をもって、受給資格を喪失する。

2 受給者又はその養護者は、前項の規定により受給資格を喪失したときは、速やかに受給券を添えて、町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第12条 町長は、受給資格者又はその養護者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給資格の保護)

第14条 この条例により、医療費の支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し又は差し押えることができない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和48年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月18日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 14 号)

この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 35 条第 1 項第 1 号に規定する高額治療継続者に該当する場合は、第 3 条第 3 項の規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した医療費の助成の範囲については、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 6 月 22 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 7 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 24 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 7 月 9 日より適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 16 日条例第 17 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の多古町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療費に係る助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。